

24 陳情 第 9 号	「(仮称) 市谷山伏町計画 新築工事」に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 24 年 6 月 13 日受理、平成 24 年 6 月 19 日付託
陳情者	新宿区市谷山伏町_____

(要 旨)

新宿区においては、住環境を著しく損なう恐れのある「(仮称) 市谷山伏町計画 新築工事」を計画している_____株式会社に対して、近隣住民の声を真摯に聞く様、ご指導賜りたく存じます。

(理 由)

去る平成 24 年 3 月 21 日、新宿区市谷山伏町 1 番 2 の旧大蔵省柳町寮（現在はコインパークとモデルルームが併設）、敷地面積約 1,089㎡に、_____株式会社による、地上 13 階、地下 2 階、延べ面積約 6,080㎡、住戸数 119 戸（内ワンルーム形式の住戸 75 戸）の、賃貸ワンルームマンション建築計画の標識が設置されました。

この敷地の東は、4mに満たない袋小路状細街路（2.6m程度）の私道（建築基準法 42 条 2 項道路）に、南は大久保通りに接し、西端は 3mを超える崖、その下に地上 9 階のマンションが近接しています。

今回の計画では、広大な敷地内に大久保通りへの避難経路を設けることができるにもかかわらず、東側細街路を拡幅し、そこを避難道路に求めています。この道路は袋小路になっているので、逃げる方向は一方向です。緊急時に、住民が殺到したら、危険な状況が生じると危惧しています。

また、南側擁壁、西側擁壁の安全性にも不安を抱いています。

これらの危惧、不安について、_____株式会社に説明を求めても、建築計画は建築基準法に適合している旨の返答しか聞かれません。

新宿区議会におきましては、区が_____株式会社に対し、近隣住民との話し合いを十分に行い、不安や危惧の解消に努め、拙速な工事着工のなきよう、ご指導を賜りたく存じます。